



材料（2人前）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ◆春巻きの皮・・・ 4枚 | ◆舞茸・・・ 半株     |
| ◆スライスチーズ 4枚  | ◆豚ひき肉・・・ 100g |
| ◆青しそ・・・ 4枚   | ◆塩・・・ 少々      |
| ◆人参・・・ 半分    | ◆しょうゆ・・・ 大さじ1 |
| ◆ナス・・・ 1本    | ◆みりん・・・ 大さじ1  |

## 男子 厨房に入ろう教室

H18 第3回

### ◆ 野菜の春巻き ◆

作り方 （加える野菜は、家に余っている野菜でかまいません）

- ①にんじん・ナスは細長くなるように切る。
- ②マイタケは石突を取り、小房に分けておく。
- ③フライパンで豚ひき肉を炒め、人参・ナス・舞茸の順に炒める。
- ④ナスがしんなりしてきたら、塩・しょうゆ・みりんを加え、汁気がなくなるまで炒める。
- ⑤春巻きの皮にチーズと青しそをのせ、炒めた具をのせて巻く。
- ⑥油をひいたフライパンで両面を焼いてできあがり！

参加者を募集しています！

◆申込み・問い合わせ 役場本庁健康増進課栄養士 ☎ (56) 2224



### チャレンジスクール2006

#### 焼津青少年の家で開催

野外活動・集団生活を通して、心身の成長や相手を思いやる心を育てます。（餅つき・門松づくり・早朝ハイキング等）

- ◆日時：12月25日～27日（泊3日）
- ◆対象：小学5年～中学1年生 定員100人
- ◆申込み・問い合わせ：焼津青少年の家 ☎ 054（624）4675



### 特別遺族給付金についてのお知らせ

#### ◆特別遺族給付金とは・・・？

中皮腫や肺がんなどの石綿ばく露を原因とする疾病は、石綿ばく露から疾病の発症までの潜伏期間が非常に長期にわたるものです。このため、労働者に発症したこれらの疾病について、業務により石綿にばく露したことと当該疾病との関連性に、これまで医師も労働者本人も気づきにくいといった特質がありました。この結果、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます。）に基づき労災保険給付を請求する機会を逸し、時効により所定の労災保険給付を受ける権利を失っている方が存在している状況にあります。このような状況にかんがみ、本年3月に施行されました「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」）により、石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご

遺族で労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対し、特別遺族給付金が支給されることとなりました。

#### ◆特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金は、石綿救済法により平成13年3月26日以前に石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方を支給の対象としています。

年金として支給される特別遺族給付金（特別遺族年金）は、請求があった日の属する月の翌月分からの支給になりますので、請求が遅くなると受給総額が減少することとなります。また、特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降は、その請求ができなくなります。更に、特別遺族給付金の支給決定に係る調査では、X線フィルムやカルテといった医学的資料に基づき、石綿ばく露と当該疾病との因果関係を判断することがありますが、これらの医学的資料は法令により保存期間が定められているため、期間を経過した場合は、医療機関に医学的資料が保管されていないことも想定されますので、早めに請求されることをお勧めします。

#### ◆労災保険給付の請求について

平成13年3月27日以降に、業務による石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺

族補償給付が支給されます。なお、遺族補償給付を受ける権利は、時効により労働者が死亡した日の翌日から起算して5年で消滅します。時効完成後は、遺族補償給付も特別遺族給付金も受給できなくなりますので、お心当たりのある方は早急に、最寄りの問い合わせ先までご相談ください。また、石綿ばく露を原因とする疾病に罹患して、現在療養している労働者の方は、労災保険法に基づく療養補償給付・休業補償給付の支給対象となります。

#### ◆こんなときは・・・？

石綿ばく露を原因とする疾病について、石綿ばく露の原因が業務によるものなのか、業務以外の原因によるものなのか明らかでない場合には、労災保険給付の請求と救済給付の申請、あるいは特別遺族給付金の請求と救済給付の申請を同時に行うことも可能です。

#### ◆各種制度の問い合わせ先

○特別遺族給付金や労災保険制度に関すること 静岡県労働局労働基準部労災補償課 ☎ 054（254）6369 又は、島田労働基準監督署 ☎ (37) 3148

○労災保険給付の対象とならない方への救済給付に関すること

独立行政法人環境再生保全機構

☎ 0120（389）931

◆厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>

新築・増改築工事  
株式会社 小池

川根本町東藤川 847-1

介護の為のリフォーム工事

池 工 務 店

0547-59-2447 （夜間）0547-59-2162

